

盛岡市監査委員告示第 43 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき行った定期監査の結果の報告を次のとおり公表する。

平成 29 年 10 月 16 日

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
同 菊 池 秀 一
同 小山田 正 美
同 八木橋 美 紀

第 1 監査の対象及び監査実施年月日

定期監査の対象は市民部及び農林部である。うち、次の部課等を実地監査の対象として監査を実施した。

実地監査対象部課等	監査実施年月日
【市民部】 市民登録課，健康保険課	平成 29 年 8 月 25 日から同年 8 月 31 日まで
消費生活センター	平成 29 年 9 月 4 日から同年 9 月 6 日まで
青山支所，築川支所	平成 29 年 9 月 6 日
スポーツ推進課，スポーツツーリズム推進室	平成 29 年 9 月 11 日から同年 9 月 12 日まで
【農林部】 農政課，食と農の連携推進室	平成 29 年 9 月 4 日から同年 9 月 6 日まで

第 2 監査の範囲

平成 28 年度の事務の執行

第 3 監査の方法

実地監査の対象としない部署においては、平成 29 年度監査実施計画及び監査資料等に関する要領（48 盛監発第 24 号）に基づき提出された監査資料について、実地監査の対象とした部署においては、同監査資料と監査実施の指定日に提出された各課等の予算の執行に係る各種文書、会計帳票、証拠書類、現金の出納保管並びに財産、債権及び基金の記録管理その他の事務に係る文書について、事務の執行が法令等に基づき、適正か

つ効率的に行われているかに主眼を置き、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続きによりその内容を調査照合するとともに、必要に応じ、その都度担当職員から説明を聴取して適否の確認を行った。

第4 監査の結果

事務の執行は、関係法令及び条例・規則並びに議会の議決その他の定めるところに基づきおおむね良好と認められたが、各課等の一部の事務処理について、別紙に掲げる事項が見られたので適切に措置されたい。

なお、監査の執行過程において、各課等の担当職員等に対し、その旨指示したところであるが、所管する業務に対する認識を深められ、事務事業の適正かつ効率的な執行が確保されるよう配慮されたい。

別紙

I 市民部

スポーツ推進課

【注意事項】

- 1 補助金の交付に当たり、補助金交付要領を定めていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 行政財産の使用許可に当たり、使用料が前納されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 3 郵便切手の管理に当たり、郵便切手受払簿の確認が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 4 物品の購入に当たり、不備のある見積書を徴取している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

市民登録課

【指摘事項】

- 1 郵便請求による住民票等の交付事務に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 領収証書が交付されていない事例
 - (2) 処理を保留し保管した郵便為替等の確認が行われていない事例

【注意事項】

- 1 郵便切手の管理に当たり、郵便切手受払簿の記載に誤りのあるものが見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 業務委託契約の締結に当たり、収入印紙が貼付されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

健康保険課

【指摘事項】

- 1 物品の購入に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - (1) 不備のある見積書を徴取している事例
 - (2) 完結文書に見積書を保管していない事例

消費生活センター

【指摘事項】

- 1 印刷請負契約の締結に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

(1) 財政部契約検査課に依頼していない事例

(2) 納期限の設定が不適切な事例

【注意事項】

- 1 物品の購入に当たり、不備のある見積書を徴取している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

II 農林部

農政課

【注意事項】

- 1 物品の購入に当たり、不備のある見積書を徴取している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 公用車の使用に当たり、独自の様式の記録簿を使用し、かつ、運行管理者の承認を得ずに運行している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。